

令和 6 年度報酬改定後の動向について

- R6 年度報酬改定後の動向については、現在、国において次期報酬改定の基礎資料とするための調査を実施しているところ。令和 7 年 10 月には概況の公表がされる見込み。
- また、生活介護事業所については、県内の実態を把握するためアンケート調査を実施。基本報酬部分に係る見直しの影響が、一部の事業所で見受けられた。

1 国の把握状況

(1) 報酬改定検討チームによる把握状況

厚労省資料（第 47 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（R7.6.25））による R6 年度報酬改定後の主なサービスの動向は以下のとおり。

（主な内容）

○生活介護

- ・給付費は増加傾向にあり、令和 6 年度報酬改定前後では、加算費用額が 1.3 倍程度に増加。強度行動障害に係る加算費用額も 2 倍、人員体制に係る加算費用額も 1.3 倍程度増加している。
- ・利用者 1 人当たりの給付費は、R6 報酬改定前後で 5 %増加している。
- ・R6 報酬改定前は、営業時間が 8 時間以上の事業所を延長支援加算にて評価。改定後は、8 時間以上サービス提供している事業所は基本報酬で評価し、9 時間以上提供している事業所を延長支援加算で評価。8 時間以上サービス提供している事業所数は改定後大きく増加している。
- ・重度障害者支援体制加算の算定事業所数も増加しており、重症心身障害者や強度行動障がい者を受け入れる事業所が増加していることが読み取れる。

○就労継続支援 A 型

- ・給付費は令和 6 年 4 月まで増加傾向にあったが、令和 6 年 4 月から 12 月にかけて減少している。
- ・1 人当たり給付費をみると年々増加している。また、基本報酬はほぼ横ばいだが、各種加算費用額は年々増加している。
- ・R6 年度報酬改定において、生産活動収支に対する報酬上の評価の見直しがされており、これに伴いスコア区分別の事業所数にも影響が見受けられる。

○就労継続支援 B 型

- ・事業所数の増加に伴い、給付費も増加。
- ・1 人当たりの給付費は年々増加しているが、令和 6 年 4 月以降横ばいとなっている。
- ・R6 年度報酬改定において、平均工賃月額の変更に伴いスコア区分別の事業所数にも影響が見受けられる。

(2) 「障害福祉サービス等経営概況調査」について

- 令和 6 年度報酬改定の影響把握及び時期報酬改定のために必要な基礎資料を得ることを目的として、厚労省が全国の障害福祉サービス事業所から無作為に抽出した事業所を対象に調査を実施中。

- 調査項目：定員、開所日数、利用者数、事業活動収支状況、職種別従業者数 等

- 調査スケジュール：

令和 7 年 7 月 18 日 郵送回答締め切り

7 月 25 日 オンライン回答締め切り

令和 7 年 10 月 概況公表（予定）

令和 8 年 10 月 全集計表公表（予定）

2 県内事業所における影響調査

令和6年度報酬改定において、生活介護の基本報酬部分について、従来の1日単位から時間単位とする改定がなされた。この改定の影響により、全国の一部の事業所では大幅な報酬減となったことも報道されている。

こうした状況を踏まえ、本県における影響の実態を把握するため、県内の生活介護事業所を対象にアンケート調査を実施した。

(1) 令和6年度報酬改定概要（生活介護）

- 基本報酬について、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、これまでの営業時間による設定から、サービス提供時間別の細やかな設定に見直された。
- なお、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられた。

(2) アンケート調査結果概要

R6.10月に調査を実施。報酬改定の影響として、R6.3月以前と4月以降を比較する形で回答を依頼。

- 回答事業所数：57事業所
- 定員合計：1,824名
- 利用者合計：1,845名（うち障害支援区分5、6の方：1,136名）
- 改定前後における利用者1人当たりの報酬額の増減：

増加	減少	変わらない	不明
22	20	14	1

⇒全体としては、報酬が増加した事業所、減少した事業所が同程度ある状況。

※後述の自由記述によると、基本報酬は減少しつつも、加算の拡充により報酬合計額が増加したケースもある。

○改定前後における利用者1人当たりの報酬額の増減（定員区分別）：

	報酬増	報酬減	変化なし	不明	計
定員区分なし～20名未満	9	2	4	0	15
20名～40名未満	8	8	5	1	22
40名以上	5	10	5	0	20
計	22	20	14	1	57

⇒小規模事業所では報酬増となった事業所が多く、定員数が多い事業所では報酬減となっている傾向が見受けられる。

○改定前後における利用者1人当たりの報酬額の増減（重度率別（※））：

	報酬増	報酬減	変化なし	不明	計
50%未満	6	6	7	0	19
50～75%	8	7	2	1	18
75%以上	8	7	5	0	20
計	22	20	14	1	57

※利用者における重度（区分5、6）の方の割合

⇒一部報道であった「重度の利用者を受け入れている事業所において報酬が減少した」という傾向は見受けられなかった。

○その他自由意見

- ・基本報酬額は減少したが、その他加算の拡充等により、報酬総額は増となっている。
- ・基本報酬の減の影響を踏まえ、送迎開始時間・送迎ルート、開所時間の見直しを行った。
- ・報酬改定を踏まえ、人員体制・定員等を変更した。